

I 平成29年度 事業報告

<平成29年4月1日～平成30年3月31日>

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録機関」として、47建築士会協力の下、その遂行に引き続き万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施した。

〔重点施策〕

1. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
2. 建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善
3. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進（自治体との連携強化）
4. 改正建築士法の周知
5. 会員増強の推進
6. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用への推進
7. 国際化への対応
8. 広報・情報活動の積極的展開

実施した事業は、以下の通りである。

〔公益目的事業—1 建築士の教育事業〕

1. 建築士の資質の維持・向上を通じ、消費者保護と安全・安心で良質な建築物の供給促進に係る事業

(1) 建築設計・施工に係る研修の実施（建築士法第22条の4第5項に基づき、本会に課せられている建築士に対する技術研修）

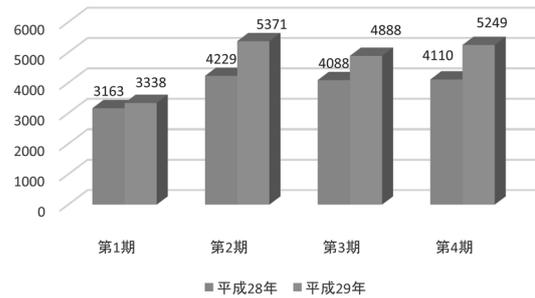
- 1) 定期講習会、研修会等の開催・支援

新たなサイクルの最終年度の3年目となる今年度も各建築士会協力の下、建築士法第22条の2に基づく定期講習を実施した。受講者 18,865名（昨年度比3,271名増）であった。（第1期（4月～6月）3,338名（昨年度比175名増）、第2期（7月～9月）5,371名（昨年度比1,142名増）、第3期（10月～12月）、4,888名（昨年度比796名増）、第4期（1月～3月）、5,249名（昨年度比1,139名増））

- 2) 監理技術者講習の実施

建物全体の更なる品質確保・向上に資するため、建築士に対する技術研修として、施工分野に携わるおよそ65,000名の一級建築士を始めとする建築関係技術者を対象に、特に建築工事に特化した内容による同講習を各建築士会協力の下、全国で実施した。受講者1,849名であった。

定期講習受講者推移



- 3) 既存住宅状況調査技術者講習の開催・支援

既存住宅の売り主・買主が安心して取引できる市場環境を整備し、建物状況調査結果を活用して既存住宅売買瑕疵保険の加入を促し、物件引き渡し後の建物の瑕疵を巡るトラブルを防止することを目的に、改正宅建業法が平成28年6月3日に公布され、既存住宅の取引時に建物状況調査の活用を促す仕組みが新たに制度化された。既存住宅の売買契約締結前の重要事項説明時に宅建業者が建物状況調査について買主等に対して説明すること等が義務付けられ、同法は平成30年4月1日から施行された。

これを受け本会では、消費者が安心して既存住宅の売買が出来るよう、その建物の構造安全性等を調査する者として、建築士に限るとした同法の趣旨を踏まえ、建築士の人材養成に努めることとし、昨年2月に示された告示に基づき、講義と修了考査から成る技術研修を各建築士会協力の下、実施した。

この講習については、これまで実施してきたインスペクター養成講習とは法的根拠等が異なるため、同法に基づく資格を得るためにはこの講習を新たに受講する必要があるが、内容的に重複する箇所もあることを踏まえ、既にインスペクター養成講習を受講済みの建築士については新規の講習ではなく移行講習を受講した上で、受講時間を2時間、短縮する配慮をした。受講者12,954名（登録者12,929名）であった。

- 4) 会員作品展（連合会賞）の実施

平成29年（第45回）は、全国22士会より84点の作品が寄せられ、昨年4月20日、第一次審査会を開催し、21作品を現地審査の対象として選出し、6月9日～7月14日にかけて各審査員が分担し現地審査を実施した。この結果を踏まえ7月28日、最終審査会を開催し優秀賞4点、奨励賞12点を決定し理事会の承認を得た。なお、優秀賞受賞者については昨年12月8日開催の第60回全国大会（京都大会）式典において表彰状等を授与し、その栄誉を讃えた。結果詳細については、機関誌「建築士」10月号始め本会HP、業界紙等で公表した。

- 5) 専門分野別建築士の養成

- ①ヘリテージマネージャーの育成とネットワーク化

ヘリテージマネージャー（略：HM）の育成のための講習会について今年度、22建築士会等で実施され、全国（計40都道府県）で延べ3,895名がHMと

して誕生した。

一方、第6回目となる29年度の「全国HMネットワーク協議会総会」が昨年12月8日開催の全国大会（京都大会）に合わせ、京都文化博物館別館で120名もの参加者を得て開催された。その中では、HMの社会的役割や文化財保護法の改正へ向けた動きや条例活用の普及、更には、今後の活動計画として、各種イベント案内や活動報告のためのメーリングリストの積極的活用や価値ある資料の蓄積のためのHPの充実、また、熊本地震への復旧支援として、被災した歴史的建造物の修理業務のルールづくりと隣県のHMとの連携等について活発な議論が交わされ、他県等の活動状況を知る機会となるなど、情報を共有した。これに関連し、歴史的建造物の改修等について建築基準法第3条第1項第3号の適用除外の運用について、「同意基準」策定に際し建築士会による各自治体への助言等が活かされるよう、その取り組みへの積極的支援を始め、HMの一層の業務領域拡大等に引続き努めた。

また、同大会に合わせて開催された第5回目となるHM大会では、人口減少社会における地域創生の切り札としての歴史的建造物の活用について、2020年開催の東京オリンピックに向けた観光資源としての活用や、その後の活動の定着化を目指し、観光や不動産等、建築士以外の多様な人たちとの連携についての可能性など、活発な議論が交わされ、有意義なHM大会となった。

※HM：地域に眠る歴史的な文化遺産を発掘し、保存・活用を通して地域づくりに活かす能力を持った人材

※ヘリテージマネージャーのネットワーク化について平成24年10月、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（事務局：士会連）が設立され、規約等の承認ほか、協議会の今後のスケジュールや活動ネットワークの構築、今後取り組むべき課題等を探取。

②公共建築物の中大規模木造の実現・普及

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（略：公共建築物等木材利用促進法）」が2010年に施行され、低層の公共建築物などは原則として木造化、木質化することが義務付けとなったが、大断面材や接合金物の使用により、RC造等に比してコストが高いことや、防耐火に関する法規が木造に関しては複雑且つ厳しいことなどから、なかなかその普及が進まない状況に鑑み、先ずは一般に流通する流通材とプレカットによる在来木造生産の仕組みを活用し、意匠設計者でも比較的容易に、且つ経済的に見合う低層中大規模木造建築を作るための設計手法の習得を目的に、プレカット協会等の協力の下に作成されたテキストにより技術研修を実施した。また、その講習模様を3時間のDVDに収め各建築士会のセミナー用に供した。29年度は14建築士会で講習会が実施され、木造利用の普及を引続き図った。受講者378名であった。

③建築相談員の養成について

各建築士会が行う市民向けの建築相談窓口を、地域

社会への公益に資する重要な活動の一つと位置づけ平成24年度、本会内に「建築相談本部会」を設置し、相談窓口の開設、運営等を解説したガイドブック（小冊子）を作成し、各建築士会の建築相談窓口の立上げ・運営等をこれまで支援している。その一環として、平成27年度から建築相談に携わる相談員を対象としたスキルアップセミナーを各建築士会協力の下、実施している。講師には本部会メンバーである弁護士にもお願いしており、法律に係る講義は毎回、軽快な語り口で平易な解説と評判がよく、セミナー参加者の間で好評を博している。29年度は2建築士会で計65名の参加者があり、これまでに9建築士会11会場で同セミナーを実施し、延べ564名の建築士会会員が受講し、技術を磨いた。

一方、環境関連については、2020年までにすべての新築住宅・建築物を対象に省エネルギー基準への適合が義務化されることについて、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」が一昨年の3月31日、国から通知された。これを受け各自治体では今後、環境性能だけではなくその地域の特性にふさわしい、延べ面積300㎡未満の伝統的木造住宅を対象にした省エネルギー認定指針を策定していく際に、地元の建築士会としてもこれに積極的に関与・協力していけるよう、本会として支援した。

その他の技術研修教材として、「戸建住宅設計編、同施工編、集合住宅編（マンション大規模修繕の実務に対応）」テキストについては大改訂し、「環境・エネルギー編」テキストについては上述のガイドライン等を踏まえ見直しを行うとともに、半日講習も可能とするために同テキストをテーマごとに分冊するなど、各建築士会の講習会実施への利便性に配慮するとともに、講習内容を収録したDVDも揃え、各建築士会実施の講習会用に供した。受講者は計773名であった。

6) 設計・ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携・協力

①総合図作成ガイドラインの策定

平成23年3月に発生した東日本大震災における大規模空間を有する建築物の天井脱落に対し、天井の脱落防止対策に係る技術基準が平成25年7月に示されたことを機に、設計図書に記される建築や設備、その他各種機能に関する情報を具体的に総合化した図面「総合図」の作成に対する認識を高め、設計・監理者、施工者間の合意形成を円滑に図るためのツールとする「総合図作成ガイドライン」を昨年6月に発刊した。本会ではかつて、平成6年当時「設計と施工を結ぶ」～新しい建築生産に対応した品質情報伝達の提案～と題した報告書を取りまとめ総合図の考え方を示したが、その後、建築技術の進展や分業化など建築生産体制の変化などに伴い、総合図の持つ意味や役割等について、今日の実態に合わせた内容の見直しが必要であるとして、大手の設計事務所・ゼネコン、学識経験者等からなる編集部会を立ち上げ、新たな総合図作成ガイドラインの策定に向け、鋭意、作業を進めてきた。本会ではこのガイド

ラインの普及・活用を図るため昨年8月30日、同ガイドラインを用いた解説講習会を実施しその模様をDVDとして収録し、各建築士会の講習会用に供した。これまでに21建築士会で講習会が計画され、受講者657名であった。

(2) 継続能力開発 (CPD)・専攻建築士制度の普及・推進

1) 建築施工分野技術者への支援

建設業の施工分野に従事する建築士や建築技術者は施工図を読み解く力が不足していると指摘されている現状を踏まえ、その改善に向けて29年度、入社後の年度ごとに習得すべき実務項目や自身が今のレベルにあるのか、習熟度等が理解できる自己評価採点マニュアルを作成するため、「建築施工系技術者育成部会」において、各社にある資料を持寄り検討した。

2) CPD の行政機関での積極的活用へ向けた運動

CPDの活用について、工事入札時の総合評価額の加点や設計プロポーザルの加点評価にも採用されるよう、各行政機関への働きかけを引続き行っているところである。

- ・3月31日現在 CPD 登録者 72,157名（前年度比2,593名増）

- ・行政機関での採用

44道府県、32市、4町、国交省、内閣府ほかで活用されている。

3) 専攻建築士登録更新の推進について

各建築士会を通じて更新時期を迎える者にその旨の通知を随時行っており、更新手続きの促進を図ると共に、登録者に対するメリット付与（例：プロポーザル方式による設計者選定の条件として、専攻建築士を明記）に関して引続き議論しているところである。

3月31日現在、3,860名（前年度比436減）が専攻建築士として登録されている。

4) 行政機関での積極的活用へ向けた運動

専攻建築士制度のHPを刷新し、自身のより詳細なポートフォリオを自らが作成しその専門性のPRが出来るほか、専門領域が更に活かされるよう、引続き制度の周知・普及に努めている。また、各自治体に有効に活用いただくため、ブロック単位ごとの専攻建築士登録者名簿の提供に努めているところである。

なお、各団体の認定資格は「公共建築設計者情報システム (PUBDIS)」の技術者情報の一つに位置付けられている。

(3) 建築士を目指す人への支援

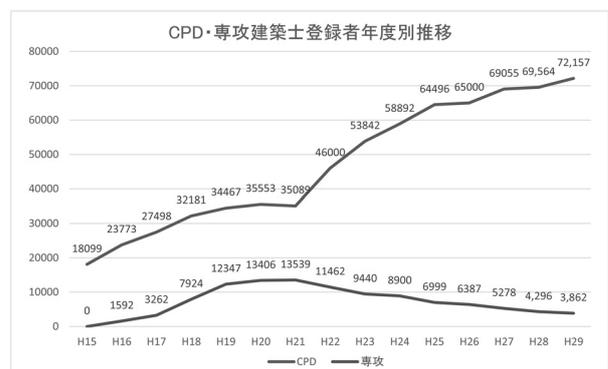
1) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施

平成29年度第8回目は、前年度に引続き、テーマを「地域のくらし」とした上で、近年、激増する空き家問題にスポットを当て、「コンバージョン（用途を変えること）」、「リノベーション（間取りを変化させるなどの改修）」、或は、「新たな建築」を付加させることなどによる活用や再生について、高校生の柔軟な提案を期待するコンペとして、昨年10月末締切で実施した。

先ず所在地の建築士会に作品を提出（いわゆる地区予選）し、ここを勝ち抜いた作品が士会連合会（全国大会である建築甲子園）へ進むこととなった。12月14日、最終審査会が開かれた。全79校・153作品から建築甲子園へ進んだのは44校53点であった。その結果、見事優勝に輝いたのは、富山県立富山工業高等学校の「夢を描きながら住まうこと～地域を創るわかもん団地」であった。準優勝には国立舞鶴工業高等専門学校の「空き家の価値よ、永遠に～時代に寄り添う空き家のカタチ」であった。

去る1月15日、表彰式（富山市）へ審査委員長等が赴き、その栄誉を讃え表彰状を授与した。

なお、本事業は全国工業高等学校長協会（全工協）が主催するジュニアマイスター顕彰制度の認定プログラムとなっている。



2) (公財) 建築技術教育普及センターへの協力

建築士試験の実施等に対し、試験監督員等の派遣や試験実施全般の運営に関し全面的に協力するとともに、今年度も受験者向けに、一級、二級、木造建築士受験用の「受験総合案内書」を作成し、各建築士会に配布した。

2. 建築士（会員）の指導、連絡に係わる事業

(1) 建築士関連制度等に係わる事業

1) 改正建築士法の周知及び建築士の業務環境の改善

平成27年6月施行の改正建築士法を踏まえ、建築主との書面による契約締結の義務化や告示15号に準拠した契約締結の努力義務化等について、その実効性確保のため引続き関係団体等とも連携しその周知とともに、業務環境の改善をに努めた。また、民法改正による建築士業務への影響や同法改正に伴う設計契約書等の改訂に向けた検討を行うため、本会に部会を設置し検討を開始した。

一方、現行の告示15号で定める業務報酬の算定方法について、平成21年1月の公布・施行から8年が経過し、この間の社会経済情勢の変化に伴い建築設計・工事監理等の業務が質・量ともに大きく変化していることや、一昨年8月に本会始め日事連、JIA、日建連の建築設計に関係する4団体が住宅局長らに告示15号の業務報酬基準改定に向けた議論を開始するよう要望したことを受け、国交省主導による同告示見直しの検討が開始された。本会もこれを扱うTF

を設置し対応した。一方、今年度も四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書、小規模向け建築設計・監理業務委託契約書及び同設計施工一括用工事請負契約書の普及・販売・促進に努めた。

(2) 建築基準法等改正への対応

木造建築関連基準の見直しや構造計算適合性判定制度の見直し、及び新技術の円滑な導入に向けた仕組み(旧38条復活)や容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する国・特定行政庁への調査権限の充実等が盛り込まれた改正建築基準法が平成27年6月1日に施行されたことを踏まえ、建築士・士会等に対し情報提供に努めた。

(3) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進

1) 日・韓・中建築士資格者団体との協議会開催

日本、韓国、中国3カ国の建築士の友好関係構築と情報交換・共有を目的に、平成9年より各国持ち回りで開催している同協議会は、平成20年のAPECアーキテクト制定以降、APEC建築士制度の比較や技術交流、実務上必要となる情報交換を行うこととし、毎回、活発な意見交換が行われている。第20回目を迎えた今年度は韓国がホスト役として、韓国・大邱市で昨年11月1日～4日まで開催され、総勢31名(日本からは9名)が参加した。会議では各国における建築士の果たす社会的役割や責任等について話し合われたほか、人口250万人の韓国第3の都市である大邱市の都市開発等について、街歩きののち、ワークショップ形式による討論が行われる等、3カ国で情報が共有できた有意義な協議会であった。最終日には3カ国による覚書を交わし、30年度は日本で開催することを確認した。

2) APEC エンジニア・アーキテクトへの対応

(公財)建築技術教育普及センターに設置されているAPECエンジニア・アーキテクト委員会等に本会から委員を派遣しているほか、アーキテクト資格取得に必要な建築士資格の照合や確認事務を引続き行った。

(4) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化

1) 機関誌「建築士」の発行及び建築技術等情報の発信
今年度も機関誌「建築士」を毎月発行し、同誌を介した会員等への最新の建築技術等の情報提供に努めたほか、本会が実施する公益活動を広く周知するため、大学や行政機関等にも併せて同誌を配布した。また、HPを介し行政等からの情報や建築関連団体等が行う各種の建築技術セミナーなど、最新の情報発信を通じ、建築士の資質向上に供した。

2) webを利用した入会受付、図書購入等システムの運用
建築関係図書の購入については窓口販売のみならずweb上での購入も可能なシステムを引続き運用した。

3) 建築士の日(7月1日)に合わせ実施する事業への支援
「建築士の日」と制定した建築士法施行日の7月1日に合わせ、毎年各建築士会で実施される建築士の資質向上に資するための事業としての文化講演会や市民向けの建築相談会等に対し、今年度も総合的に支援した。

3. 地域貢献活動の戦略的展開

(1) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力

建築等を通じた良好な景観形成・まちづくりに関する情報発信、普及啓発、政策提言や、まちづくりに関する調査研究、助言、支援等を目的に、建築関係5団体と26市町村から構成される「建築等を通じた良好な景観形成まちづくり推進協議会(本会会長が同協議会の会長、事務局:本会)」の活動に、今年度も引き続き協力しているところである。とりわけ、昨年度に引き続き良好な景観形成を目指すためのいわゆる「デザインレビュー」制度の高度化に向け、専門家等への追加アンケート調査を実施するとともに、先ずは各自自治体向けにデザインレビューの理解や導入のきっかけ作りのため、三部構成からなる小冊子を作成し各建築士会に配布したほか、景観デザインレビューキャラバンと称する勉強会が本年1月、静岡市内で自治体職員等を交え開催されるなど、今年度も引続きデザインレビュー制度の普及に努めた。

(2) 青年、女性、まちづくり委員会等の活動の推進(京都大会での日頃の活動成果発表)

1) 青年委員会活動の推進

第60回建築士会全国大会(京都大会)において、各地域で実践されている青年による日頃の活動成果発表として、低学年を対象に、身近にある新聞紙で食器やスリッパなどの製作を通じた防災知識の啓発や、建築に関わる左官や板金、壁装や塗装等の職業体験を通じた建築の面白さのPR、自然の地形である風穴の魅力を観光資源とするまちおこし等の事例を紹介し、参加者が互いに情報を共有することを通じ自らのスキルアップに努めた。

2) 女性委員会活動の推進

平成29年度第27回全国女性建築士連絡協議会(全建女)が昨年7月15(土)、16日(日)の両日、東京・三田の建築会館において、テーマ「未来をつなぐ居住環境づくりー和の空間を考える」と題し開催された。和室の持つ住まいが減り設計に和室を取り入れる機会も減少する中であって、失われつつある和の空間や要素を改めて見つめ直し今後の居住環境づくりに活かすための方策について意見を交わした。この中で、博物館明治村館長で早稲田大学名誉教授の中川武氏による基調講演があり、住まいの空間において失われゆく“なつかしさ”と“変容しつつ積層されてきたもの”の意義について、日本の住宅史の流れや日本建築の生産史的展開、架構や空間の特徴とともに解説がなされ、丹精込めた不羈の構えや時間と空間の射程をなるべく広げることがこれからの居住環境づくりに重要であるとの講話には、魅力ある和の空間に挑戦する意欲が掻き立てられ、建築士に大いに刺激を与える内容であった。また、各建築士会の活発な実践活動のうち、北海道建築士会の高校での住教育講座の取組みと、宮城県建築士会で実施したりノバージョンの実例についての報告もあった。

3) 「防災まちづくり部会の活動」

第60回建築士会全国大会(京都大会)において、部会としてのこれまでの活動成果の発表を行った。そ

の中で、多発する災害にどう向き合うかについて、建築士の果たす役割には住まいや生活環境づくりを通し、地域住民の暮らしを支える大きな責任があるという基本的考え方の下、発災時の迅速な復旧・復興への備えとして「事前の備え」の大切さを改めて認識し、平常時から建築士・建築士会が地域行政と「普段付き合い」をすることの重要性について、行動指針として提案した。また、「事前の備え」としての活動の参考となる「復興等支援に係る建築士会の事前活動指針」や「木造応急仮設住宅供給に係る建築士会等連絡会議」の中間報告があり、参加者同士が情報を共有し、災害時の地域住民の暮らしを支える役割等について、議論を交わした。

4) 「歴史・街中・景観まちづくり部会の活動」

第60回建築士会全国大会（京都大会）において3部会合同セッションを実施し、これまでの活動成果の発表を行った。その中で、歴史的まちなみ景観の危機の一つとして上げられる歴史的建造物の空き家化による維持管理不全について、歴史的建造物の空き家の利活用を促進し、歴史的景観を維持する手法やその過程で発生する問題点を明らかにし、建築士・建築士会の果たす役割について議論した。また、空き家対策に関する特別措置法の全面施行により、各市町村においては空き家調査や空き家等対策協議会が設立され、その委員として多くの建築士が関わっている実績を踏まえ、3名による事例報告があった。そしてこの事例を通して空き家の利活用の具体的手法やそのプロセス、経済的裏打ちなどについて、そのノウハウを共有した。

5) 「福祉まちづくり部会の活動」

第60回建築士会全国大会（京都大会）において、部会としてのこれまでの活動成果の発表を行った。今年度からスタートした当部会は、高齢者や障害者のための住宅改修における仕組みづくりを提案したほか、今後の行動計画や47士会の地域リーダーへのアンケートの結果、東京オリンピック・パラリンピック関係の取組みへの呼びかけ等を行い、今回のテーマ「コミュニティケア型仮設住宅地を考える」に関して「十津川村復興住宅」の報告があり、内容の充実した報告として、幸先の良いスタートを切った。

6) 「環境部会セッション」

第60回建築士会全国大会（京都大会）において、環境部会として、2020年に向けた建築物の省エネ法への道筋を念頭に、国の通知である「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」を受け、各地域の認定指針策定のために建築士会と自治体が連携し取組まれている先進事例を紹介し、情報を共有した。

7) 「情報部会セッション」

第60回建築士会全国大会（京都大会）において、情報部会として、近年、BIMによる設計手法の導入が進んできており、大手ゼネコンではもはや当たり前となりつつある中、大会テーマである「木」に焦点を当て、木造の耐震補強設計や省エネ法においてBIMが実務者にどのような効果をもたらすのかを、参加

した建築士とともに考える絶好の機会となり実に有意義なセッションが行われた。

〔公益目的事業—2 一級建築士登録等事業〕

(1) 名簿の適正管理と建築主等への情報開示の充実

平成27年6月25日に施行された改正建築士法の更なる周知と建築士名簿の適正管理に資するため、建築士会全国大会などの行事に合わせポスターの掲示やチラシを配布しているほか、建築主等からの求めによる建築士免許証の提示義務の際の、カード型免許証保持の利便性を周知するなど、建築士免許証のカード型切替えの普及・促進が行われる。

<登録・閲覧状況>

①一級建築士の登録・閲覧状況

平成30年3月31日現在

・一級建築士の登録関係

新規登録：3,351件、再交付：506件、登録事項変更：563件、再交付+登録事項変更：13件、携帯型への変更：1,002件、書換え：34件である。

平成20年度以降、延数、新規：40,924件、再交付：5,733件、登録事項変更：5,508件、再交付+登録事項変更：232件、携帯型への変更：25,194件、書換え：54件であり、カード型免許証明書発行枚数：計77,645枚である。

・構造設計一級建築士の登録関係

新規登録：205件、再交付：15件、書換え：9件、平成20年以降、延数、新規：10,006件、再交付：152件、書換え：15件であり、計9,792名である。

・設備設計一級建築士の登録関係

新規：247件、再交付：8件、書換え：5件、平成20年以降、延数、新規：5,496件、再交付：85件、書換え：8件であり、計5,377名である。

②閲覧状況

平成30年3月31日現在

閲覧者：47士会計：355件、登録部：132件、計487件 閲覧対象者：47士会計：831件、登録部：243件、計1,074件 登録内容証明発行数（登録部）：80件 資格確認代行1（※1）：52件 資格確認代行2（※2）：5,867件 登録証明書（登録部のみ）：245件

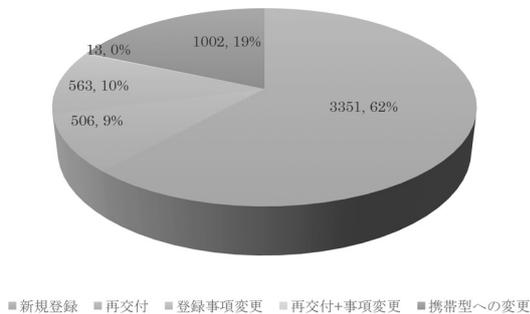
※1 資格確認代行1：設計事務所、確認検査機関等からの依頼により、建築士資格の確認をし、その登録内容の発行を行う業務で登録部のみ

※2 資格確認代行2：建築関係団体からの依頼により、建築士資格の確認等を行う業務で、登録部のみ
カード型免許証明書の作成業務については、外注していた作成業務を本会内で対応するため、セキュリティームの確保、作成機材の購入等を済ませ、発行作業を実施した。

なお、建築士資格等のインターネット上での情報開示については、平成26年3月の自由民主党建築設計議員連盟の提言である、今後の社会情勢等の推移を見て対応することとした上で、当面は本会及び都道府県建築士会が任意に情報システムを構築・運用し、その後の整備・

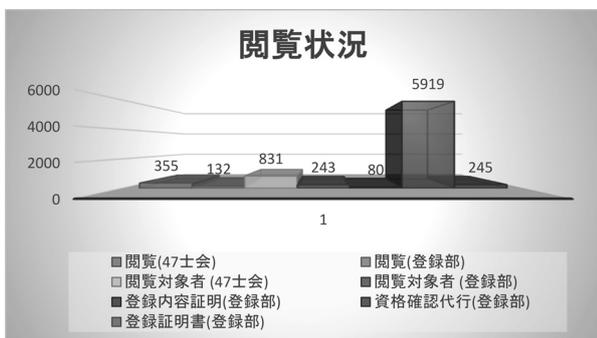
運用状況を検証した上で建築士情報の制度化について検討するとしてことに対し、機会あるごとに議論した。

一級建築士の登録



■新規登録 ■再交付 ■登録事項変更 ■再交付+事項変更 ■携帯型への変更

閲覧状況



■閲覧(47士会) ■閲覧(登録部)
 ■閲覧対象者(47士会) ■閲覧対象者(登録部)
 ■登録内容証明(登録部) ■資格確認代行(登録部)
 ■登録証明書(登録部)

〔公益目的事業—3 全国大会事業〕

(1) 第60回建築士会全国大会（京都大会）の開催

昨年12月8日（金）、京都府京都市・京都市勧業館「みやこめっせ」において、およそ3,800名もの建築士等が一堂に会し相互技術の研鑽の場としての大会を通し、青年委員会始め5つの合同セッション等を開催し、日頃の活動成果を発表した（8頁以降参照）。とりわけ今年の大大会テーマは「山とまちと木造建築」と題し、1,000年以上も続く古都・京都が持つ歴史的な文化やまち並みと面積の75%が森林を占める京都において、日本人が長い時を経て培ってきた暮らしの知恵や文化・美意識が木造建築を中心に育まれてきたという事実を改めて認識するとともに、京都特有の京町家に代表され連綿と受け継がれてきた木造建築と、新たに提案される木造建築の形を学びながら、これからの景観まちづくりについて多くの建築士が課題や情報を共有し、参加した建築士が地元で山とまちを繋ぐ活動に活かして行こうという新たな思いを抱いた今年の大大会は、大変有意義であった。

式典では例年に倣い、会長表彰や伝統的技能者等に対する表彰式を執り行った。一方、従来から行っている記念講演方式を今回は実施せず、大会テーマである「山とまちと木造建築」を題材に「記念フォーラム リレートークセッション」を企画し、3人のパネラーと大工棟梁によるクロストークが実施された。森林の山からまちへの木の流れをどう作るかや、長年の木のある暮らしから紡ぎ出される生活文化や、それが果たす地域コミュニティへの役割、更には、混迷する現代社会でしなやかに適応し生

き延びる力のある木造の未来や発展について、それぞれのパネラーから貴重な提案等があり、一般参加者も含めた今回のリレートークセッションは、木のある生活文化継承について前途に光明を見出す意義深い内容であった。

〔公益目的事業—4 建築士による地域貢献活動等への助成事業〕

(1) 青年、女性等協議会への助成

1) 青年、女性建築士による地域住民等との協働、連携によるまちづくり実践活動への支援

建築やまちづくりの専門家として建築士自らの知見を生かし、各地域住民等と協働、連携し、各地域固有の景観や歴史、文化、風土などを活かした建築や街並み保存、まちづくりを实践する建築士やその活動団体、とりわけその中心的活動主体となる各地域の青年、女性建築士による地域実践活動に対し、その活動費の一部を助成した。

(2) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力

1) 応急危険度判定の広域支援体制の確立の検討

自治体との事前防災協定について応急危険度判定体制が確立している宮城県建築士会の例を、今年度も引き続き各建築士会に紹介した。また、一昨年熊本地震において民間判定士が実施した応急危険度判定活動に対する国からの交通費の費用支弁について、この支援が今後、常態化するよう引き続き国等へ要望した。

〔その他事業 相互扶助事業〕

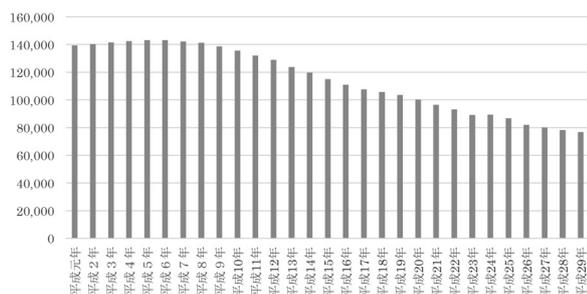
(1) ブロック会への助成について

各建築士会間の情報共有や本会からの事務伝達等の周知、並びに建築士会活動の一層の活性化等を通し地域の健全な発展に資するため、域内の建築士会で構成される全国7ブロック会に対し、今年度も引き続き支援した。

(2) 47士会との連携による増強運動の推進

会員数が漸減傾向にある中、建築士の業務や建築士会の公共・公益に資する事業等を紹介したパンフレットを改訂・作成し、関係各方面に配布するとともに、引き続き入会促進に努めた。また、会の財務基盤の安定に資するため、各建築士会が自治体等から受託している業務等について資料収集し、各建築士会に提供した。更に、建築士試験合格者を対象に各建築士会で実施している免許交付式や祝賀会の機を捉え入会に努めるとともに、建築士新規免許登録者セミナー用として平易に解説したテキストを各建築士会に提供し、新規入会者の促進にも努めた。

会員数推移



(3) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度の検討及び加入促進

(平成30年3月31日)

- ・建築士賠償責任補償制度 6,429事務所（前年度 +62）
- ・けんぱい（勤務建築士用）99人（前年度 +38）
- ・工事賠償責任補償制度 156社（前年度 +3）
- ・既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険 93社

(4) 全国大会における会員表彰

第60回建築士会全国大会（京都大会）式典において、建築士会の発展等に尽力した会員108名に対し、その功績を称え、会長から表彰状等を授与したところである。

(5) 全国被災建築物応急危険度判定協議会との連携・協力

地域を特定し巨大地震が発生したと想定して、年1回実

施される応急危険度判定活動の模擬訓練に全面的に参加・協力するとともに、判定マニュアルの見直しや訓練の運営方法等、各自治体の担当者を交えた合同会議等に参加し、民間支援との連携等について、今年度も引き続き検討した。

(6) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの協力

同センターが単位弁護士会と連携し実施している評価住宅、保険付き住宅及び住宅リフォーム等に関する専門家による対面相談に関して、これに携わる相談員や定期的に開催している相談員に対する技術研修の講師を務める者について、本会が推薦する建築士を派遣した。

(7) 建築行政への協力

「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力

今年度も国交省等の下に実施される各種運動に引き続き協力しているところである。なお、平成22年度より実施してきた「建築確認手続き円滑化等推進事業」による「引火性溶剤を扱う（零細な）ドライクリーニング工場に対する実態調査」については、特に問題となる事業者への調査をほぼ終えたこと等もあり、今年度は未実施の状況にある。因みに、平成22年度の調査開始以降、現在までに公表されている違反件数14,400件あるうち、約20%、3,000件弱が既に調査を終えている。

以上

I 平成 29 年度 基本施策

本年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録機関」として、47建築士会協力の下、その遂行に引き続き万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施するものとする。

〔重点施策〕

1. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
2. 建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善
3. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進（自治体との連携強化）
4. 改正建築士法の周知
5. 会員増強の推進
6. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
7. 国際化への対応
8. 広報・情報活動の積極的展開

II 平成 29 年度 事業計画

〔事業内容〕（公益目的事業別）

<公益目的事業 - 1 建築士の教育事業>

1. 建築士の資質の維持・向上に係わる事業

- (1) 建築設計・施工に係る技術研修の実施
 - 1) 定期講習会の開催・支援
 - 2) 監理技術者講習の開催・支援
 - 3) 既存住宅状況調査技術者講習の開催・支援

3. 地域実践活動に係わる事業

- 1) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力
- 2) 建築士会の景観整備機構設置への支援
- 3) 建築相談体制の整備・拡充・支援
- 4) 青年建築士・女性建築士・まちづくり活動の推進

- 4) 会員作品展（連合会賞）の実施
- 5) 建築関係図書の発行
- 6) 専門分野別建築士の養成
ヘリテージマネージャー、景観まちづくり、中大規模木造、建築相談員、空き家、高齢者向け住宅関連等建築士の養成 (2) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携・協力
- (3) 継続能力開発制度（CPD）・専攻建築士制度の普及・推進
 - 1) 建築施工分野技術者への支援
 - 2) 専攻建築士登録更新の推進
 - 3) 行政機関での積極的活用へ向けた運動
 - 4) 行政及び他団体との協力体制の推進
 - 5) 行政及び一般市民等社会へのPR
- (4) 建築士を目指す人への支援
 - 1) 大学院生インターンシップへの協力
 - 2) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施
- (5) (財) 建築技術教育普及センターへの協力

2. 建築士会会員の指導、連絡に係わる事業

- (1) 建築士関連制度等に係わる事業
 - 1) 改正建築士法の周知
- (2) 建築士の業務環境の改善
 - 1) 国交省告示第15号の普及・促進
 - 2) 四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の普及・促進
 - 3) 旧四会連合協定・民間工事請負契約約款の普及・促進
 - 4) 小規模建築物向け建築設計監理業務委託契約書の普及・促進
 - 5) 小規模建築物設計施工一括用工事請負等契約約款の普及・促進
- (3) 建築基準法等改正への対応
- (4) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進
 - 1) 韓国・中国建築士資格者団体との協議会開催
 - 2) APECエンジニア・アーキテクトへの対応
- (5) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化
 - 1) 機関誌「建築士」の発行
 - 2) 建築士業務責任の明確化への対応
 - 3) 建築技術等情報の発信
 - 4) ホームページ等活用の推進
 - 5) web を利用した入会受付、図書購入等システムの運用
 - 6) 建築士の日（7月1日）事業等実施への支援

<公益目的事業 - 2 一級建築士登録等事業>

- (1) 建築士名簿の適正管理と建築主等への情報開示の検討
- (2) 建築士免許証明書への切り替え促進

<公益目的事業 - 3 全国大会事業>

- (1) 第60回建築士会全国大会（京都大会）の開催
 - 1) 伝統的技能者表彰
 - 2) 建築士による地域に根差した専門活動成果の発表

<公益目的事業 - 4 建築士による地域実践活動等への助成事業>

- (1) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力
 - 1) 応急危険度判定の広域支援体制の確立の検討
 - 2) 被災地への支援（専門家派遣等）
 - 3) 地域に根差した専門活動の推進
 - 1) 防災・歴史（HM・景観）・福祉・空き家（街なか）まちづく活動とネットワーク化の推進
 - 2) 環境・地域木造等技術関連活動とネットワーク化の推進
 - 3) 建築相談関連活動とネットワーク化の推進
 - 4) 地域貢献活動センターへの支援
 - 5) 各建築士会の自治体との連携・強化に対する支援

<その他事業 相互扶助事業>

- (1) ブロック会への助成
- (2) 47士会との連携による会員増強運動の推進
 - 1) 合格者授与式
 - 2) 地域実践活動を通じた入会促進
 - 3) 保険制度等の加入促進
 - 4) 全国大会における会員表彰
 - 5) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度の検討及び加入促進
 - 6) 応急危険度判定協議会との連携・協力
 - 7) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの協力
 - 8) 建築行政への協力
「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力